

障害者と支援②

ジェンダー及びその近接概念における障害者像についての考察

—雇用・就労の場面において—

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科
博士後期課程 吉田 滋

はじめに 基本的な問題意識

21世紀を迎え男女共同参画社会の実現が目指されている。このような社会政策が行われるようになった背景には、ジェンダーという考え方があり、フェミニズムからジェンダーへという概念の歴史的变化があった。男性中心の社会という捉え方から女性も含めた、あるいは女性を中心とした社会の捉え方への変化である。

ジェンダーやフェミニズムという言葉はよく耳にするがその差異については意外と知られていない。また、「女性学」や「男性学」のような近接概念も存在している。例えば、フェミニズムの定義にはいくつかあるとされる。そこには女性の差別的扱いの撤廃解消、男女差別の禁止といった共通項がある。すなわち平等な権利の保障がそのベースにある。またジェンダーも社会的性役割や身体把握などの文化によって作られた性差だとされているが、その根底は差別された女性という捉え方である。

このようなジェンダー視点からの研究は雇用・就労分野に拡大されつつある。差別されてきた女性の権利の主張の結果として、1980年代以降の女性労働研究は労働政策に対して大きな変化をもたらした^①。ジェンダーは社会的に差別されて来たものの、弱いものの立場に立った視点のように見える。ところが社会的弱者とされる障害者の雇用・就労に関する研究はジェンダー視点からほとんどされていない^②。特に社会福祉職と呼ばれている職業従

事者の大部分は女性であるにも関わらず、福祉の対象である障害者の雇用・就労へのアプローチがジェンダー視点からされていないのであった。

本稿では、障害者の雇用・就労に対する既存のジェンダー視点の持つ問題点を指摘しつつ、障害者の雇用・就労支援にジェンダーアプローチを導入する必要性を明らかにしたい。

1. ジェンダー及びその近接概念の歴史的展開と概念整理

ジェンダーという言葉やフェミニズムという言葉を知ると「朝まで生テレビ」の舛添対田嶋論争などを思い浮かべるかもしれない。フェミニストといえば女性に優しい男性をイメージするかもしれない。まずフェミニズムからジェンダーに至る概念の整理、近接概念の整理を行う。

フェミニズムの語源はラテン語のフェミナでもともとは「女性の特徴を備えていること」である^③。フェミニズムとは女性解放思想、あるいはその思想に基づく社会運動の総称であり、女権拡張主義、男女同権主義とも訳される。女性に不利益をもたらす差別の撤廃など女性の抱える問題解決を目指す社会思想・社会運動のことである。日本でこのような意味で使われたのは1980年代以降である。世界的には市民革命期に端を発し19世紀から20世紀前半までの女性参政権運動を中心とする第一波と1960年代以降の性役割などの伝統的意識に基づく社会慣習の変革を求める女性解放運動に代表される第二波がある。男性優位の社会への批判は既存の学問に対する異議をもたらした。女性の

^① 1985年に成立した男女雇用機会均等法への影響などがある。

^② 杉本貴代栄『フェミニスト福祉政策原論』ミネルヴァ書房、2004年。

^③ 『フェミニズム事典』リサ・タトル著渡辺和子訳、明石書店、1991。

視点やマイノリティの視点から新たに学問を見直す学際的な「女性学」が登場するのが1980年代からである。この女性学の進展につれて、男性による女性支配の歴史と現状の記述分析から進んで男女という二分化されたジェンダーを作り、社会と文化の仕組みを解明するジェンダー研究の視点が生まれた。いわゆるジェンダーとは社会・文化によって作られたものとする考え方である。さらにこのジェンダーを男性の立場から研究するのが「男性学」である。

このようなジェンダー視点からの雇用・就労分野へのアプローチの一つとして女性労働研究がある。ここでは女性の集中する代表的職業が男性に比べて差別的であり、低賃金に置かれていることが主要な問題とされてきた。女性である(性役割)がゆえに同一労働同一賃金の原則から外されている理不尽さが社会問題化された。

2. ジェンダー視点からの障害者像

障害女性の雇用・就労をジェンダーがどのように捉えてきたかを見る前に、ジェンダーの視点からみた障害者像はどのようなものかを見る。

障害を持った女性だけでなく障害者そのものに対するジェンダー視点からの分析は主に下記のように分類できる。①性(出産)に関する主体として。②障害者を持った家族の立場から支援の対象として。③貧困(年金を含む)の対象として。④文学芸術の対象として。⑤障害当事者の伝記やエッセイとしての発信者として。⑥自立生活支援の対象そのものとして、である。

女性労働の研究対象の中にはいわゆる「ピンクカラー」がある。この職種の代表である介護福祉士や看護師、ソーシャルワーカーなどの福祉職に対する研究が数多く出されている。その内容の大部分は他業種に比べて労働条件等がいかに恵まれていないかを分析したものである。このように福祉職に女性が多く就いているにもかかわらず、その援助対象でもある障害者については、あまりジェンダーの視点から障害者自身の雇用・就労に対するアプローチがされなかったのは不思議であ

る。

3. 障害者に対するジェンダー視点の問題点

第一に、優生保護法や青い芝の会をめぐる女性障害者と非障害者女性の対立がある。これは、障害者の生存権をめぐる対立といえる。非障害者である女性は社会的あるいは生まれつきの「性」で差別されてきたことに対して反対し、自らの権利を主張してきた。それに対して障害者である女性に対しては「性」が忘れられているか、無視されている。同じ女性としてのグループに入れていない。

第二に、対象となる者の数の問題がある。男性中心企業社会を批判してきたが、男性中心企業社会も非障害者男性が基本とされたモデルであり、男性障害者は排除されていた。女性障害者に比べれば労働へのアプローチがしやすい男性障害者であっても社会の中では少数派にすぎない。まして女性障害者はごく少数にすぎず研究の対象にはなり得なかった。

第三に、障害者の雇用において女性の権利が問題視されなかったことがある。例えば1966年の住友セメント事件における結婚退職制の問題、1981年の日産自動車事件における男女別定年制の問題など、非障害者女性をめぐる権利の主張は多くされてきた。しかし、障害者に対しては中途障害者の解雇を巡る司法判断はあってもそこでは性別は考慮されていない。例えば2005年の東京高裁：横浜市学校保健会事件等がある。

第四に、ジェンダーは被差別からの解放を目指し、権利の主張・獲得を続けてきた。しかし、社会的差別を受けている代表である同性の障害者に対しては目を向けなかった。社会的差別を受けている代表である同性の障害者には冷たいことである。これは、女性解放運動の主体が男性を対象として発展してきたために男性との比較は行いが、同じ性のもの同士は同質であるという暗黙の了解があるからである。

第五に、障害者施策を中心として、障害者はその種類を問わず「障害者」というひとくくりで片

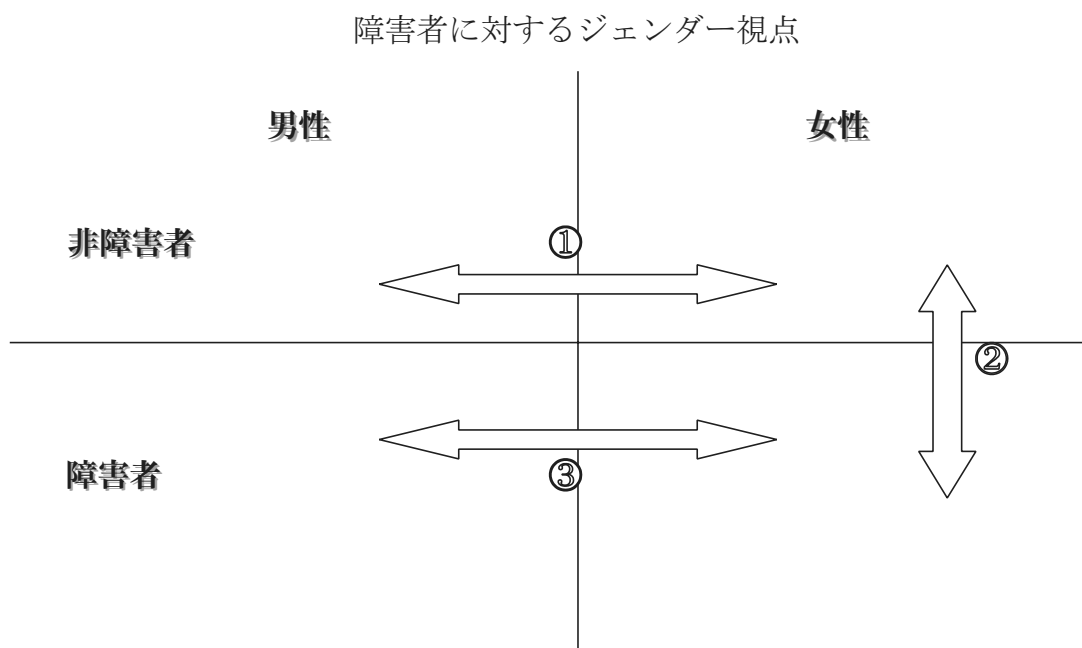
付けられてしまう傾向がある。例えば、職場でもトイレは男性女性が厳密に区分され、共有されることはない。ところが障害者に関しては非障害者と障害者用の区分はされていても男女の区分はされていない。このようにジェンダーの視点は極めて鈍感である。

第六に、労働問題における女性障害者の特有の視点は、見られない。トピックの対象に女性障害者が含まれているというだけで男性障害者との共通問題であるにも関わらず、女性障害者固有の問題とされている⁹⁾。

第七に、女性障害者である当事者からの研究がほとんどない。多くの女性労働研究は非障害の女性研究者によって行われてきた。女性障害者で研究の道に進むものが少ないという問題もある。

第八に、女性労働研究には、女性労働者と「家庭」・「家族」の関わりを中心とした発展が根底にあった。男性を支えるという立場である。しかし、女性障害者にとって、「家庭」・「家族」の役割は障害当事者の支えとして見られる傾向にあった。

これらの視点をまとめたものが次の図である。



4. 障害者の雇用・就労にジェンダー視点のもたらすもの

上の図に見られるように、非障害者を対象としたいわゆるジェンダー視点は①に見られるように男女間の差を問題としている。ここではまったく性別に関わらず障害者は捨象されている。ところがジェンダーの視点を障害女性に定めていくと、②のように女性という同性間の非障害者と障害者間の差異、及び③のように障害者間における男女の差異が浮かび上がることになる。これは今までのジェンダー研究からは指摘されてこなかった視

点であり、障害者研究においても欠けていた視点である。特に障害者の雇用・就労の場面では障害者全体に対する問題提起はされていても障害者間における男女差は省みられることが無かった。あるいは障害者政策の名の下に性差は無視されていた。非障害者における男女同権が主張される中で、女性障害者の権利向上のためにはジェンダー視点からのアプローチは必要である。今後は上記②、③の視点を導入することで、女性障害者が受けてきた差別待遇にはどのようなものが存在し、どのような援助が必要とされるのかを実証的に明らか

にすることが課題である。

(参考文献)

- 1) 『女性障害者とジェンダー』伊藤智佳子、一橋出版、2004.
- 2) 『フェミニスト福祉政策原論』杉本貴代栄、ミネルヴァ書房、2004.
- 3) 『日本のフェミニズム』島田燐子、北樹出版、1996.
- 4) 『ジェンダーで読む21世紀の福祉政策』杉本貴代栄、有斐閣、2004.
- 5) 『叢書 現代の経済・社会とジェンダー 第2巻労働とジェンダー』竹中恵美子、赤石書店、2001.
- 6) 『企業中心社会を超えて—現代日本をジェンダーで読む』大沢真理、時事通信社、1993.
- 7) 『雇用・社会保障とジェンダー』嵩さやか、田中重人編、東北大学出版会、2007.

重度知的自閉性障害児者の地域生活を支える実践技能の検証③

～サービス管理責任者に求められる総合実践力とジェネラル・ソーシャルワーク～

特定非営利活動法人 心身障害児者療育会きつつき会
代表 大曾根 邦彦

はじめに

重度知的自閉性障害児者の生育生活（ライフステージ）支援技能を、幼児期からの体系的支援確立という視点で検証した場合、自立支援法で規定されたサービス管理責任者の総合実践力を吟味する必要がある。

特に早期発見・早期療育の起点である児童デイサービス事業所のサービス管理責任者が、発達障害児・家族と法・制度の支援とを如何に適時的確にボタンを掛け違うことなく結び付けられるかが問われている。

総合実践社会科学としてのジェネラル・ソーシャルワークの視点で、体系的な心身障害児者支援の起点となるサービス管理責任者の実践技能について、事例に基づいて検証する。

なお、本稿で言う「ジェネラル・ソーシャルワーク」は、社会福祉実践は本来的に総合的な視点と技能を持った社会科学実践であるという認識のもとに、ソーシャルワーク概念を強調するために「ジェネラル」を用いたものであり、「ジェネラル・ジェネリック・ジェネラリスト」といった概念規定・定義の課題に立ち入るものではない。

1. 事例検討の前提

今回で3回目となる標記主題での報告は、生育環境との悪循環によって自傷他害等の強度行動障害が二次的に悪化し、少年期以降の療育対応では改善が困難となり、強い抗精神薬か身体的抑制でしか自傷他害行為を制御できなくなる事例が多々存在していることを、問題意識の前提としている。

従来これらの事例は公立コロニーを中心に、民間の大規模知的障害者更生施設を含めた重度知的